

学校いじめ防止基本方針



常陸太田市立誉田小学校

令和6年4月

Ⅰ いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

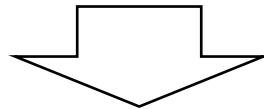
(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)



(本校では)

すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われることを、いじめと認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めていくことを基本として、いじめの防止等のための対策を進める。

(2) いじめの基本的な共通認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで発生することが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方はしない。
- ⑤ いじめは、その行為の態様によっては暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会等、すべての関係機関がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

(3) いじめの禁止

- ① 児童は、いじめを行ってはならない。
- ② 児童は、他の児童に対して行われていることがいじめと認識しながら放置してはいけない。

(4) 学校及び職員の責務

- いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。

(そのために)

- ① 保護者、地域住民等との連携を図る。
- ② 学校全体でいじめの未然防止と早期発見・早期対応に取り組む。
- ③ いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。
- ④ いじめの再発防止に努める。

(5) 保護者の責務

- 保護する児童が、いじめを行うことのないようにする。また、保護する児童がいじめを受けているかどうかの確認をする。

(そのために)

- ① 保護する児童に、規範意識を養うための指導などの必要な指導を行う。
- ② 学校と連携を深め、いじめの防止及びいじめ解消に向けて努力する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめ防止

- ア 弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないための指導に組織的に取り組む。
- イ 全ての教育活動を通して、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を育てる。
- ウ 道徳教育や特別活動など、学校教育活動全体を通して、お互いの人格の尊重や命の大切さについての指導を行う。
- エ 人権集会等を実施し、いじめ防止の重要性に関する理解を深める。
- オ 保護者並びに地域住民等との連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア 職員による観察・看護

- (ア) 看護当番の職員による校内巡視と観察・看護(行間休み、昼休み)
- (イ) 授業中やグループ活動中の担任による観察・看護
- (ウ) QUの活用

イ いじめ調査等

- (ア) 児童対象学校生活アンケート 年11回(毎月)
- (イ) 保護者対象アンケート調査 年2回
- (ウ) 学級担任による教育相談での聴き取り調査 11月・随時
- (エ) TT指導者・他の職員の観察及び情報交換会 週1回
- (オ) オンライン相談窓口による相談 随時

ウ いじめ相談体制

- (ア) 職員による相談(保護者・児童に相談窓口の周知)
- (イ) スクールカウンセラーの活用
- (ウ) 公的相談窓口の紹介
(いじめ・体罰解消サポートセンター、子どもホットライン等の周知)

エ いじめ防止等についての職員の資質向上

- (ア) いじめに関する研修(校内研修の実施、校外研修の派遣)
- (イ) いじめに関する対応等の資料の配付

③ インターネット等によるいじめに対する対策

- ア メディア講習会等の実施(親子学習会の利用)
- イ 資料等により啓発(公的資料の配付、各種たより等)
- ウ 学級活動等による意識化
- エ 特別の教科 道徳の授業による意識化
- オ インターネット等の適切な利用に向けた家庭のルール作りの推進

(2) いじめ防止のための校内活動年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談活動	懇談会	SOSの 出し方		SOSの 出し方 個別面談				教育相談	SOSの 出し方		懇談会	SOSの 出し方
	随時実施:教育相談(児童と担任・児童と養護教諭・SC)、個別面談(児童・保護者) 家庭訪問、SC、SSW、特別支援相談											
調査活動			4~6年 QU実施					4~6年 QU実施				
	毎月1回 学校生活アンケートの実施、個別面談の実施、気になる児童への聴取											
教育活動	入学式 1年生を 迎える会	運動会	人権週間					誉田っ子 祭り	人権週間			6年生を 送る会 卒業式
	全ての教育活動(特に道徳、教科、特別活動、委員会活動、縦割り班活動等の機会を生かす)											
職員研修	情報交換 引き継ぎ	職員研修	職員研修		職員研修	職員研修			職員研修			引き継ぎ
	毎週集会時:生徒指導連絡協議会 毎月職員会議時:生徒指導連絡協議会、いじめ対策連絡会 適宜:ケース会議											